

議案第80号

令和元年度さいたま市一般会計補正予算（第3号）

令和元年度さいたま市一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ772,361千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ558,502,477千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の追加は、「第2表 継続費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和元年6月5日提出

さいたま市長 清水 勇 人

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 使用料及び手数料		8,068,115	5,220	8,073,335
	1 使用料	5,047,088	5,220	5,052,308
17 国庫支出金		98,634,923	250,377	98,885,300
	2 国庫補助金	17,449,741	247,677	17,697,418
	3 委託金	366,582	2,700	369,282
18 県支出金		25,081,879	20,475	25,102,354
	2 県補助金	3,382,392	20,475	3,402,867
21 繰入金		14,993,421	387,949	15,381,370
	2 基金繰入金	14,938,460	387,949	15,326,409
23 諸収入		35,083,230	104,940	35,188,170
	6 雑入	5,467,987	104,940	5,572,927
24 市債		53,519,000	3,400	53,522,400
	1 市債	53,519,000	3,400	53,522,400
歳入合計		557,730,116	772,361	558,502,477

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		200,709,997	126,742	200,836,739
	2 障害者福祉費	35,592,405	45,782	35,638,187
	3 老人福祉費	17,914,694	19,535	17,934,229
	4 児童福祉費	87,656,253	61,425	87,717,678
4 衛生費		42,771,565	589,237	43,360,802
	1 保健衛生費	19,428,041	589,237	20,017,278
8 土木費		73,710,472	4,700	73,715,172
	4 都市計画費	24,040,354	4,700	24,045,054
9 消防費		18,378,526	3,984	18,382,510
	1 消防費	18,378,526	3,984	18,382,510
10 教育費		87,807,517	47,698	87,855,215
	1 教育総務費	8,166,257	12,945	8,179,202
	2 小学校費	38,538,211	24,621	38,562,832
	3 中学校費	23,088,553	10,132	23,098,685
歳出合計		557,730,116	772,361	558,502,477

第2表

継 続 費 補 正

追 加

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
3 民生費	3 老人福祉費	東 楽 園 再 整 備 基 本 設 計 事 業	42,977	元	19,535
				2	23,442

第3表

地 方 債 補 正

(単位 千円)

変 更

起債の 目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
障害者福祉施設整備事業	77,900	普通貸借は 又証券発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の年 度における 利率とす る。)	政府資金につい てはその融資条 件により、銀行 その他の場合 はその債権者と 協定するもの による。ただし、 市財政の都合に より据置期間及 び償還期間を短 縮し、又は繰上 償還若しくは低 利に借換えする ことができる。	81,300	(補正前に同じ。)		